

広島市規則第39号

令和7年3月31日

広島市職員倫理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市職員倫理規則の一部を改正する規則

広島市職員倫理規則（平成13年広島市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第12条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 公益社団法人広島市シルバー・協同労働センター

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。